栃木県バス運行対策費補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線のうち、特に広域的幹線的路線の維持確保を図るため、国が補助する系統について県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して、栃木県バス運行対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等(昭和47年栃木県告示第354号)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自 動車運送事業を経営する者をいう。
 - (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
 - (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号) をいう。
 - (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と 当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、 知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のた めに、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要 件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設(総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。)を連絡する系統でないもの(国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。)に含まれるものを除く。)
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
 - (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号) 第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。
 - (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、 補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをい う。
 - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
 - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの

- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 輸送量 次式によって算出された数値をいう。

平均乗車密度×運行回数

- (9) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック(国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。)における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用(この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。)を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。
- (10) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (11) キロ当たり補助対象経常費用 第9号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業 者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (12) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ 数を乗じて得た額をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (14) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。
- (15) 国庫補助対象経費の額 国庫補助金交付要綱第6条の規定により算出した補助対象経費の額 をいう。

(生活バス路線の指定)

- 第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所 定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に 提出するものとする。
- 2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活 バス路線指定変更申請書を提出するものとする。
- 3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更(以下「指定等」という。)を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする

(生活バス路線の運行計画の作成等)

- 第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。
- 2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

(生活バス路線の指定の取消し)

- **第5条** 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。
 - (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない 事情がある場合にはこの限りではない。

- (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、前項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 バス運行対策費補助金

(補助対象系統)

- 第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
 - (2) 1日当たりの輸送量が15~150人のもの
 - (3) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの
 - (4) 国庫補助金交付要綱別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等 医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる 生活基盤が整備されていると認められるものとして、協議会が認めたもの
 - (5) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該系統の補助対象経常 費用に達していないもの
 - (6) 経常収益が経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの
 - (7) 国庫補助金交付要綱第12条に基づく国の補助対象系統であるもの (補助対象事業者)
- 第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。 (補助対象経費の額)
- 第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程一競合区間に係るキロ程

当該生活バス路線の総キロ程

- 2 補助対象経費の額は、平均乗車密度が5人未満の生活バス路線については、当該運行系統の輸送 量を5人で除した数値(端数切り捨て)を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額 とする。
- 3 前2項により算定した補助対象経費の額が、国庫補助対象経費の額を超える生活バス路線においては、補助対象経費の額は、前2項の規定にかかわらず、当該国庫補助対象経費の額を限度とする。ただし、当該補助対象経費の額と国庫補助対象経費の額との差額の1/2について、市町村が補助する場合には、当該補助対象経費の額に当該差額を加算した額を限度とする。

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものと する。 (補助金の交付の申請)

- 第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県バス運行対策費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第 2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
 - (3) 第3号の3様式による市町村負担額(第6条第6号後段及び第8条第3項の規定により市町村 負担が生じるものに限る。)
 - (4) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、 補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に国及び県等からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

- 第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に 区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
 - 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の 終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

- 第16条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 本要領の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
 - (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。
- 3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

- 第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を 記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が 属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更 申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。
 - (1) 計画に記載した取組内容の妥当性
 - (2) 収支目標の適切性
- 5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。 (インセンティブ補助金)
- **第20条** 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。
- 2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
 - (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
 - (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
 - (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間(改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。) の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

- 第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。 (補助対象経費の額)
- 第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。
 - (1) { (特定課題系統キロ当たり経常収益-基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益) + (基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用ーキロ当たり補助対象経常費用)} × 実車走行 キロ×20%
 - (2) (地域キロ当たり標準経常費用-乗合バス事業者キロ当たり経常費用)×実車走行キロ×10%
- 2 第8条第1項また書及び同条第2項の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。
- 3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

- 第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

- 第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。
- 2 特定課題系統について、第10条の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。
 - (1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。
 - (2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。 (準用規定)
- 第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成13年11月30日交第99号)

1 この要領は、平成13年度から適用する

ただし、平成13年度の補助対象期間のうち、平成12年10月1日から平成13年3月31日 までの期間については「栃木県バス路線維持費補助金交付要領」に基づいて補助するものとする。

2 平成13年度において、補助金交付申請に係る第7条及び第14条中「11月15日まで」とあるのは「12月18日まで」とする。

附 則 (平成14年9月19日交第69号)

この要領は、平成14年度から適用する。

附 則 (平成15年10月21日交第102号)

この要領は、平成15年度から適用する。

附 則 (平成16年9月16日交第88号)

この要領は、平成16年度から適用する。

附 則 (平成17年7月21日交第75号)

この要領は、平成17年度から適用する。

附 則 (平成18年6月26日交第53号)

この要領は、平成18年度から適用する。

附 則 (平成19年7月10日交政第128号)

1 この要領は、平成19年度から適用する。

附 則 (平成21年3月27日交政第237号)

この要領は、平成21年度から適用する。

附 則 (平成22年3月26日)

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年4月1日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成23年6月1日)

1 この要領は、平成23年6月1日から適用する。ただし、平成23年度分の補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月10日)

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

附 則 (令和3年9月30日)

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月8日)

令和3年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受けた系統については、第6条第2号及び第3号の規定は、適用しない。
- (2) 令和元年度にこの補助金又は栃木県生活バス路線維持費補助金の交付決定を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第8条第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

栃木県生活バス路線維持費補助金交付要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な交通手段としての県内の乗合バス路線の維持確保を図るため、県と関係市町村との役割分担に基づき、関係市町村と協調して栃木県生活バス路線維持費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、当該補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及び補助金等の名称等を定める告示(昭和47年栃木県告示第354号。以下「告示」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

- **第2条** この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 乗合バス事業者 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イの一般乗合旅客自 動車運送事業を経営する者をいう。
 - (2) 協議会 地域における生活交通の確保のため県が主体となり、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された栃木県生活交通対策協議会をいう。
 - (3) 国庫補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 (平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号) をいう。
 - (4) 生活バス路線 協議会において地域住民の生活に必要な系統であるかどうか及び関係市町村と 当該系統を運行する乗合バス事業者との適切な協力関係に基づき運行されるかどうかについて、 知事及び関係市町村長の意見を聴いた上で、地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のた めに、維持・確保が必要と認められ、知事が指定したものをいう。ただし、次に掲げるすべての要 件を満たすものに限る。
 - ア 次のいずれにも該当しないもの
 - (ア) 単一の市町村内を運行する系統であって、鉄道駅と広域拠点施設(総合病院、高等学校、大学及び大規模商業施設等をいう。)を連絡する系統でないもの(国庫補助金交付要綱第7条により策定する生活交通ネットワーク計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持改善計画を含む。)に含まれるものを除く。)
 - (イ) 高速バス、急行バス、季節運行又は定期観光等の系統
 - (ウ) 市町村等からの委託を受けて運行する系統
 - イ 他の公共交通との接続等公共交通ネットワークに配慮した系統
 - ウ 地域住民の需要に応じた運行を行う系統
 - エ 路線の新規運行又は変更に当たり、協議会に事前照会しているもの
 - (5) 補助対象期間 補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号) 第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間をいう。
 - (6) 特定課題系統 協議会において、生活バス路線であって次に掲げる事項に該当するもののうち、 補助金の交付実績等を勘案して、優先的に改善すべき系統と認められ、知事が選定したものをい う。
 - ア 系統延長がおおむね20キロメートルを超えるもの
 - イ 1日当たりの運行回数がおおむね3回以上のもの
 - ウ その他協議会が必要と認めたもの

- (7) 改善計画 乗合バス事業者が特定課題系統の見直し、改善の取組を行うに当たって、運行の効率化を図るために利用者ニーズを踏まえて策定する計画をいう。
- (8) 地域キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の北関東ブロック(国庫補助金交付要綱別表1に定める補助ブロックのうち栃木県が含まれるブロックをいう。)における実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用(この号において「地域実績キロ当たり標準経常費用」という。)を基礎として、過去3年間を平均して得られた額をいう。
- (9) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用 補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間 の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (10) キロ当たり補助対象経常費用 第8号の地域キロ当たり標準経常費用と前号の乗合バス事業 者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額をいう。
- (11) 補助対象経常費用 前号のキロ当たり補助対象経常費用の額に補助対象系統の実車走行キロ 数を乗じて得た額をいう。
- (12) 特定課題系統キロ当たり経常収益 補助対象期間の特定課題系統の経常収益を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常収益をいう。
- (13) 特定課題系統キロ当たり欠損額 乗合バス事業者キロ当たり経常費用から特定課題系統キロ当たり経常収益を控除した額をいう。

(生活バス路線の指定)

- 第3条 生活バス路線の指定を受けようとする乗合バス事業者は、第1号様式による指定申請書に所 定の書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の7月20日までに、知事に 提出するものとする。
- 2 生活バス路線の指定の変更をしようとする乗合バス事業者は、随時、第1号の2様式による生活 バス路線指定変更申請書を提出するものとする。
- 3 知事は前2項の規定による申請が行われた場合において、当該申請に係る内容が適切であると認められるときは、生活バス路線の指定又は指定の変更(以下「指定等」という。)を行い、第2号様式によりその旨を通知するものとする。

(生活バス路線の運行計画の作成等)

- 第4条 前条第1項の申請をする乗合バス事業者は、指定を受けようとする期間に係る当該系統の運行計画を作成し、知事に提出しなければならない。同条第2項により指定の変更をしようとするときも、同様とする。
- 2 前条第3項の指定等を受けた乗合バス事業者は、前項の運行計画に記載された運行を実施しなければならない。

(生活バス路線の指定の取消し)

- **第5条** 知事は、第3条第3項の指定等を行った生活バス路線について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定等を取り消すことができる。
 - (1) 生活バス路線の要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前条第1項の運行計画に基づく運行を実施しなかったとき。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。
 - (3) その他生活バス路線として不適切であると認められるとき。
- 2 関係市町村長又は当該系統を運行する乗合バス事業者は、知事に対し、前項の生活バス路線について、同項各号のいずれかに該当する旨を申し出ることができる。

第2章 生活バス路線維持費補助金

(補助対象系統)

- 第6条 補助対象系統は、生活バス路線のうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 栃木県バス運行対策費補助金交付要領(平成13年11月30日交第99号)の補助対象外のもの
 - (2) 1日当たりの運行回数が10回以下のもの
 - (3) 平均乗車密度が2人以上15人以下のもの
 - (4) 補助対象期間に当該系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の補助対象経常 費用に達していないもの
 - (5) 経常収益が補助対象経常費用の11/20以上の系統又は、経常収益が補助対象経常費用の11/20に満たない系統で、市町村が補助することにより経常収益並びに市町村の補助額の合計額が補助対象経常費用の11/20に相当する額に達するもの

(補助対象事業者)

- 第7条 補助対象事業者は、栃木県内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者とする。 (補助対象経費の額)
- 第8条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。また、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活バス路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該生活バス路線の補助対象経常費用と経常収益との差額×

当該生活バス路線の総キロ程 - 競合区間に係るキロ程 当該生活バス路線の総キロ程

(補助対象系統の要件成否の決定)

第9条 補助対象系統の要件成否は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものと する。

(補助金の交付の申請)

- 第10条 補助金の交付を受けようとする者は、第3号様式による栃木県生活バス路線維持費補助金 交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月2 0日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第 2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - (2) 第3号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
 - (3) 第4号様式による事業評価結果シート

(事業評価の実施)

第11条 前条の申請をする乗合バス事業者は、申請系統の補助対象期間における運行状況等について評価を行い、第4号様式による事業評価結果シートを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付額)

第12条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内で知事が定める額とする。ただし、単一の市町村内を運行する系統のうち平均乗車密度が5人未満の系統の補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額に、当該平均乗車密度を5で除した数値を乗じた額以内の額で、知事が定める額とする。なお、県と協調して関係市

町村が補助する額(第6条第5号の額を除く。)を上限とする。

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第13条 知事は、第10条の規定により提出された申請書を審査の上、これを正当と認めるときは、 補助金の交付の決定及び額の確定を行い、すみやかに当該申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付の周知)

第14条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金交付系統を運行する車内に県及び市町村からの補助を受けている旨の掲示をしなければならない。

(補助金の経理等)

- 第15条 補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に 区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。
- 2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の 属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

- 第16条 知事は、補助金の交付を受けた乗合バス事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若し くは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) この要領の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
 - (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

(適用除外)

第17条 規則第11条から第15条までの規定は適用除外とする。

第3章 特定課題系統に係る特例

(特定課題系統の選定)

- 第18条 知事は、協議会の協議結果を踏まえて、特定課題系統を選定し、当該系統を運行する乗合バス事業者にその旨を通知するものとする。
- 2 特定課題系統の選定は、1回の選定において1乗合バス事業者につき1系統を原則とする。
- 3 知事は、第1項の選定を行った日が属する会計年度から起算して3年間は、同一事業者が運行する他の系統について特定課題系統の選定を行わないものとする。

(改善計画の承認)

- 第19条 特定課題系統を運行する乗合バス事業者は、当該特定課題系統の見直し、改善の取組等を 記載した改善計画を策定し、知事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けようとする乗合バス事業者は、第5号様式による改善計画承認申請書に第5号の2様式による改善計画書を添付して、当該改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が 属する補助対象期間の直前の4月末日までに、知事に提出するものとする。
- 3 第1項の改善計画の変更をしようとする乗合バス事業者は、第5号の3様式による改善計画変更申請書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前2項の規定による申請が行われた場合に、当該申請に係る内容が次に掲げる事項を勘案して適当であると認められるときは、協議会の協議結果を踏まえて、計画又は変更の承認を行い、その旨を通知するものとする。
 - (1) 計画に記載した取組内容の妥当性
 - (2) 収支目標の適切性

- 5 乗合バス事業者は、前項の承認を受けた改善計画の取組を実施しなければならない。 (インセンティブ補助金)
- **第20条** 特定課題系統については、前章の補助金のほか、インセンティブ補助金を交付することとする。
- 2 前項の補助対象系統は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。
 - (1) 前条に規定する改善計画の承認を受けること。
 - (2) 承認を受けた改善計画の取組を実施すること。
 - (3) 承認を受けた改善計画の収支目標を達成すること。
 - (4) 特定課題系統キロ当たり欠損額が基準期間(改善計画の取組を開始した日の属する補助対象期間の前補助対象期間をいう。以下同じ。)の特定課題系統キロ当たり欠損額を下回ること。

(補助対象事業者)

- 第21条 補助対象事業者は、前条第2項に該当する特定課題系統を運行する乗合バス事業者とする。 (補助対象経費の額)
- 第22条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる式により得られた額とする。ただし、第2号の規定は、乗合バス事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っている場合に適用する。
 - (1) { (特定課題系統キロ当たり経常収益-基準期間における特定課題系統キロ当たり経常収益) + (基準期間におけるキロ当たり補助対象経常費用ーキロ当たり補助対象経常費用)} × 実車走行 キロ×20%
 - (2) (地域キロ当たり標準経常費用-乗合バス事業者キロ当たり経常費用)×実車走行キロ×10%
- 2 第8条また書の規定は、前項の補助対象経費の額について準用する。
- 3 第1項の規定は、改善計画に基づく見直し、改善の取組を開始する日が属する補助対象期間に係る補助金の交付を受けようとする会計年度から起算して3年間に限り適用する。

(補助金の交付の申請)

- 第23条 補助金の交付を受けようとする者は、第10条の規定によるほか、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日までに知事に提出するものとする。
 - (1) 第6号様式による実績報告書

(補助金の交付額)

- 第24条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の額以内で知事が定める額とする。なお、第12条ただし書の規定は、本項の補助金の交付額について準用する。
- 2 特定課題系統について、第10条第1項の補助金の交付の申請があった場合において、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、第12条中「1/2」を「1/3」と読み替えて適用する。
 - (1) 当該特定課題系統の選定の日から3年を経過した日が属する補助対象期間の翌補助対象期間の 末日までの間に第19条第4項の承認を得られないとき。
 - (2) 前号の期間において承認を受けた改善計画の取組が実施されていないとき。 (準用規定)
- 第25条 第13条から第17条までの規定は、本章の補助について準用する。

附 則 (平成14年3月12日交第153号)

- 1 この要領は、平成13年度分の補助金から適用する。ただし、平成13年度の補助対象期間は、 平成13年4月1日から平成13年9月 30日までの6か月間とする。
- 2 平成13年度については、第6条中「11月15日まで」とあるのは「3月27日まで」とする。

- 3 平成13年度については、第9条中「会計年度の2月20日まで」とあるのは「平成14年4月15日まで」とする。
- 4 この要領は、3年後に見直しを行うものとする。
- 5 この要領は、平成25年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成19年3月29日交第209号)

- 1 この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、平成22年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年3月27日交政第238号)

1 この要領は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成22年4月21日)

1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成23年9月12日)

1 この要領は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成25年4月1日)

この要領は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成26年3月28日)

- 1 この要領は、平成27年度分の補助金から適用し、平成26年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成30年度分限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年6月12日)

- 1 この要領は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度分の補助金については、なお従前の例による。
- 2 この要領は、平成33年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月10日)

令和2年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、 第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

附 則 (令和3年9月30日)

- 1 この要領は、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和6年度分限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月8日)

令和3年度分の補助金におけるこの要領の適用については、以下のとおりとする。

- (1) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受けた系統については、 第6条第3号の規定は、適用しない。
- (2) 第10条の規定の適用については、「補助金の交付を受けようとする会計年度の11月20日」とあるのは、「知事が定める日」とする。
- (3) 令和元年度にこの補助金又は栃木県バス運行対策費補助金の交付を受け、かつ、同年度の平均乗車密度が5人以上であった系統については、第12条ただし書の規定は、適用しない。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成2	3年	3	月	3	0	日	国総計第 97号
							国鉄財第368号
							国鉄業第102号
							国自旅第240号
							国海内第149号
							国空環第103号
平成2	3年	5	月	2	7	日	国総計第 14号
							国空事第118号
平成2	3年	7	月	2	2	日	国総支第 4号
							国自旅第 11号
平成2	3年	9	月	3	0	日	国総支第 20号
							国自旅第 50号
平成2	4年	3	月	3	0	日	国総支第 60号
							国自旅第201号
							国空環第 91号
平成2	4年	4	月	1	6	日	国総支第 7号
							国自旅第 36号
平成2	4年1	1	月	1	9	日	国総支第 43号
							国自旅第325号
平成2	5年	5	月		8	日	国総支第 8号
							国鉄事第 28号
							国自旅第 21号
							国海内第 10号
平成2	5年	7	月	1	9	日	国総支第 35号
							国自旅第 70号
平成2	6年	3	月	2	8	日	国総支第 87号
							国鉄都第131号
							国鉄事第397号
							国自旅第619号
							国海内第 93号
							国空環第 94号
	-		月	2	1	日	国総支第 12号
平成2	7年	4	月		9	日	国総支第 65号
							国鉄都第131号
							国鉄事第330号
							国自旅第380号
							国海内第118号
							国空環第 91号

```
平成28年 3月31日 国総支第 60号
             国鉄都第127号
             国鉄事第470号
             国自旅第407号
             国海内第136号
             国空事第7235号
             国空環第 76号
平成28年11月28日 国総支第 45号
             国鉄都第 75号
             国鉄事第200号
             国自旅第210号
             国海内第109号
             国空環第 56号
平成29年 6月 9日 国総支第 15号
             国鉄都第 38号
             国鉄事第 57号
             国自旅第 51号
             国海内第 39号
             国空事第208号
平成29年 8月 2日 国総支第 31号
            国自旅第103号
平成30年 4月19日 国総支第 68号
            国鉄都第195号
             国自旅第308号
             国海内第195号
            国空事第1111号
平成30年10月25日 国総支第 33号
            国総安政第65号
平成31年 2月25日 国総支第 46号
             国鉄都第128号
            国鉄事第324号
            国自旅第249号
平成31年 4月24日 国総支第
                  1号
            国自旅第 2号
令和 2年 2月 5日
            国総地第 57号
            国総交第 97号
            国鉄都第111号
            国鉄事第361号
            国自旅第253号
令和 2年 4月 2日 国総地第 80号
```

国鉄都第265号 国自旅第334号 令和 2年 6月22日 国総地第 33号 国総安政第22号 令和 2年 7月 1日 国総地第 34号 国総モ第 16号 国鉄事第 87号 国自旅第 78号 国海内第 29号 国空事第414号 令和 3年 2月16日 国総地第 96号 国鉄事第633号 国自旅第406号 国海内第208号 国空事第1627号 令和 3年 4月 5日 国総地第121号 国自旅第504号 国海内第234号 国総地第 61号 令和 4年 2月15日 国鉄総第385号 国鉄都第155号 国自旅第462号 国自技環第158号 国海内第272号 令和 4年 2月18日 国総地第 63号 国鉄事第632号 国自旅第468号 国海内第275号 国空事第1317号 令和 4年 3月29日 国総地第 75号 国自旅第516号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)並びに離島航路整備法(昭和27年法律第226号)及び同法施行規則(昭和27年運輸省令第71号)その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

- 第1編 共通事項(第1条-第3条)
- 第2編 地域公共交通確保維持事業
 - 第1章 陸上交通(第4条-第25条の16)
 - 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
 - 第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
 - 第3節 車両減価償却費等国庫補助金
 - 第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金
 - 第5節 貨客混載導入経費国庫補助金
 - 第2章 離島航路(第26条-第58条)
 - 第1節 総則
 - 第2節 離島航路運営費等補助金
 - 第3節 離島航路構造改革補助金
 - 第3章 離島航空路(第59条-第73条)
- 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業
 - 第1章 バリアフリー化設備等整備事業 (第74条 第91条)
 - 第2章 利用環境改善促進等事業(第92条一第97条)
 - 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 (第98条-第105条)
- 第4編 地域公共交通調査等事業
 - 第1章 地域公共交通調査事業(第106条-第123条)
 - 第1節 地域公共交通計画策定事業
 - 第2章 地域公共交通利便增進事業 (第127条一第132条)
 - 第1節 利便增進計画策定事業
 - 第2節 利便增進計画推進事業
 - 第3章 地域旅客運送サービス継続推進事業(第132条の2-第132条の7)
 - 第1節 運送継続計画策定事業
 - 第2節 運送継続計画推進事業
 - 第4章 地域公共交通バリアフリー化調査事業
 - 第1節 移動等円滑化促進方針策定事業(第133条一第135条)
 - 第2節 移動等円滑化基本構想策定事業 (第136条一第138条)

第1編 共通事項

(目的)

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 「生活交通確保維持改善計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、 都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会(第 3条第2項を除き、以下「協議会」という。)又は都道府県若しくは市区町村が、地 域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定 する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約 の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組 についての計画をいう。
 - 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
 - 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。
 - 七 「地域公共交通調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助 を受けようとする事業について定める生活交通確保維持改善計画等の計画を策定 するために必要な調査を行う事業(ロ、次号イ及び第九号イに掲げるものを除く。)
 - ロ 地域公共交通計画を策定するために必要な調査を行う事業
 - 八 「地域公共交通利便増進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 活性化法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「利便増進計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業
 - 口 利便増進計画(活性化法第27条の17の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第128条及び別表26-1の利便増進計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該

計画の達成状況等の評価に係る事業

- 九 「地域旅客運送サービス継続推進事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 活性化法第27条の2第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画 (以下「運送継続計画」という。)を策定するために必要な調査を行う事業
 - 口 運送継続計画(活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。)に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をい う。
 - イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。)を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない(鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。)。
- 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む)を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

(協議会)

- 第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。
 - 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」 という。)又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議 会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画 を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会 (以下「活性化法法定協議会」という。)にあっては、地域間幹線系統は地域間のみ ならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系 統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これら

を踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区 町村がともに参加すること。

- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持 改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する 協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることか ら関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等 を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

- 第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であって、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。
- 2 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

- 第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る 運行であって、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるも のとする。
- 2 前項の規定は、利便増進計画又は運送継続計画に地域間幹線系統と位置付けられた 運行系統については、当該利便増進計画又は当該運送継続計画に実施予定期間とし

て定められた期間中に限り、「別表 1 」とあるのは「別表 3 」と、「別表 2 」とあるのは「別表 4 」と読み替えるものとする。

(地域公共交通計画)

- 第7条 陸上交通(地域間幹線系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。
 - 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交 通における位置付け・役割
 - 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
 - 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保 # 維持する運行系統に係る事業及び 実施主体の概要
 - 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービス (活性化法第 1 条 に規定する地域旅客運送サービスをいう。以下同じ。)の利用者の数、収支、費用 に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価 手法
- 2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。
 - 一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者
 - 三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支 出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
 - 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 別表1の補助対象事業の基準ホただし書(前条第2項の場合においては、別表3 の補助対象事業の基準ホただし書)に基づき、活性化法法定協議会が平日1日当た りの運行回数が3回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概 要
 - 六 別表1の補助対象事業の基準二(前条第2項の場合においては、別表3の補助対象事業の基準二)に基づき、活性化法法定協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村への需要に対応して設定された運行系統にあっては、当該市町村の一覧
 - 七 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(取組内容、実施主体、定量的な効果目標(収支改善率 1%以上を原則)、実施時期及びその他特記事項)
- 3 第6条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例(以下この節において「利便 増進特例」又は「運送継続特例」という。)を受けようとする場合においては、第1 項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計 画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。
- 4 活性化法法定協議会は、第2項第二号の運行系統に係る運送予定者の選定に当たっては、これに拠りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企

画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

- 5 補助対象期間の前々補助対象期間及び前々々補助対象期間において、第2項第七号に規定する定量的な効果目標の達成度合いが著しく悪い状況(当該補助対象期間の収支率がいずれもその前年度の補助対象期間の収支率を下回る状況)となった運行系統にあっては、同号における生産性を向上させる取組の実施状況を踏まえ、当該運行系統の収支率を改善させるための具体的な取組内容及び収支率の改善目標値を記載した「改善計画(2ヶ年計画)」を策定し、地域公共交通計画に添付するものとする。ただし、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状況となったと認められる場合を除く。
- 6 補助対象期間の前補助対象期間の終了時において、前補助対象期間、前々補助対象 期間及び前々々補助対象期間のいずれもが、定量的な効果目標の達成度合いが著しく 悪い状況となった運行系統にあっては、前項の改善計画を実施するものとする。ただ し、燃料高騰等のやむを得ない外的要因により当該目標の達成度合いが著しく悪い状 況となったと認められる場合を除く。

(地域公共交通計画の認定の申請)

- 第8条 活性化法法定協議会は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、当該活性化法法定協議会の議論を経て策定された、前条第1項各号に掲げる事項を記載した地域公共交通計画に、同条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、大臣に認定を申請するものとする。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1-1による地域公共交通計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日(補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた場合その他の当該期限までに提出しないことについて合理的な理由があると大臣が認める場合にあっては大臣が指定する日)までに大臣に提出して行うものとする。
- 3 活性化法法定協議会は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、過去に地域公共交通計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度 に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2 項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助対象期間の前々年度、前々々年度及び前々々々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る。)
 - 三 利便増進特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた利便増進計画の写し及び認定通知書の写し並びに利便増進特例を受けようとする運行系統の再編の概要
 - 四 運送継続特例を受けようとする場合にあっては、認定を受けた運送継続計画の写

し及び認定通知書の写し並びに運送継続特例を受けようとする運行系統の概要

(地域公共交通計画の変更)

- 第9条 活性化法法定協議会は、前条の規定により申請された地域公共交通計画に記載された地域公共交通確保維持事業の内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について当該活性化法法定協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 前項の認定の申請は、様式第1-2による地域公共交通計画変更認定申請書を大臣 に提出して行うものとする。
- 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

(地域公共交通計画の認定)

- 第10条 大臣は、活性化法法定協議会から第8条第2項の規定に基づく地域公共交通 計画認定申請書又は前条第2項に基づく地域公共交通計画変更認定申請書の提出があ ったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の 開始前(第8条第2項の規定に基づき大臣が指定する日までに行われた認定申請にあ っては大臣が別途指定する日、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。次項に おいて同じ。)に認定を行い、当該活性化法法定協議会に通知するものとする。
- 2 活性化法法定協議会は、前項の通知があったときは、当該通知に係る地域公共交通 計画に運送予定者として記載されている者に対し、補助対象期間の開始前に通知しな ければならない。
- 3 前項の運送予定者は、活性化法法定協議会から同項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

- 第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-8による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の提出をするときは、前条第3項の規定により運行を行った運送予定者(以下「運送実施者」という。)に関して、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21 号)第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 様式第1-5による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算 定表(補助対象系統に係るものに限る。)
 - 三 様式第1-5-2による補助対象期間に係る地域公共交通確保維持事業の生産性 を向上させる取組実績

(交付の決定及び額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、

審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-9による交付決定及び額の確定 通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、運送実施者が、認定を受けた地域公共交通計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、当該計画に記載された金額から全部又は一部を減額して補助対象事業者に対する補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日(9月30日)までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 1-21による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第14条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

- 第15条 本節における補助対象事業者は、活性化法法定協議会とする。
- 2 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の 1 / 2 に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象事業の基準)

- 第16条 本節における補助対象事業は、別表7に定める要件に適合する運行系統に係る運行であって、かつ、別表8に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。
- 2 前項の規定は、利便増進計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた 運行系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別 表7」とあるのは「別表9」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、運送継続計画に基づいて、地域内フィーダー系統と位置付けられた運行系統については、当該計画に実施予定期間として定められた期間中に限り、「別表7」とあるのは「別表10」と読み替えるものとする。

第32条 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。

(経過措置)

- 第33条 令和2年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例 による。
- 2 附則第23条による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き 続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等 の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統について、道路運送法第21条第1 項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗 用旅客自動車運送事業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、第15 条第2項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とする。

(第4編の改正に係る経過措置)

- 第34条 この要綱の改正の際現に行われている改正前の要綱(以下「旧要綱」という) 第108条(旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を 含む)の規定による補助金交付申請は、改正後の要綱(以下「新要綱」という)第1 08条(新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む) の規定による補助金交付申請とみなす。
- 2 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第109条第1項(旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による交付決定及び通知は、新要綱第109条第1項(新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による交付決定及び通知とみなす。
- 3 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第110条第1項(旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による交付決定変更の申請は、新要綱第110条第1項(新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による交付決定変更の申請とみなす。
- 4 この要綱の改正の際現に行われている旧要綱第111条第1項(旧要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による交付決定の変更及び通知は、新要綱第111条第1項(新要綱第126条、第129条及び第132条において準用する場合を含む)の規定による交付決定の変更及び通知とみなす。

附 則(国総地第121号、国自旅第504号、国海内第234号)

(施行期日)

第1条 この要綱の改正は、令和3年度予算から施行する。ただし、改正後の要綱(以下「新要綱」という。)別表7補助対象事業の基準ハ②(1)及び別表9補助対象事業の基準ハ②(1)に係る改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第十九号)の施行の日から施行する。

(第2編第1章の改正に係る経過措置)

第2条 第2編第1章に規定する事業については、令和6年度予算に係る事業までの間は、なお従前の例によることができる。

(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る経過措置)

第3条 既に改正前の要綱(以下「旧要綱」という。)第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載された乗合バス事業者に代わって、道路運送法第21条第1項第二号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号口に定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、新要綱第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とすることができる。

(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る経過措置)

- 第4条 第2条の場合にあっては、新要綱第15条第1項の規定にかかわらず、令和6年度予算に係る事業までは、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者(以下「バス事業者等」という。)であって、第2条第1項第一号の協議会又は市区町村等(以下「市区町村協議会等」という。)が協議会の議論を経て、旧要綱第17条に基づき定めた生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。)に運送予定者として記載されている者とすることができる。
- 2 既に旧要綱第18条の規定により読み替えて準用する第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通確保維持改善計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載されたバス事業者等に代わって、道路運送法第21条第1項第二号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第一号口に定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、新要綱第15条第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とすることができる。

(車両減価償却費等国庫補助金に係る経過措置)

第5条 第2条の場合にあっては、新要綱第19条第1項の規定にかかわらず、令和6年度予算に係る事業までは、車両減価償却費等国庫補助金の補助対象事業者は、旧要綱第16条の基準に適合する補助対象事業を行うバス事業者等とすることができる。

(公有民営方式車両購入費国庫補助金に係る経過措置)

第6条 第2条の場合にあっては、新要綱第25条の2の規定にかかわらず、令和6年度予算に係る事業までは、公有民営方式車両購入費国庫補助金の補助対象事業者は、 旧要綱第6条又は第16条の基準に適合する補助対象事業に係る協議会の構成員であ